

## 令和3年山形村議会第3回定例会

### 議事日程（第3号）

令和3年9月15日（水曜日）午後 1時30分開会

開議宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
《委員会付託請願・陳情、審議、表決》  
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 3請願第 2号
- 日程第 3 3請願第 3号
- 日程第 4 3陳情第 3号  
《既提出議案、審議、表決》  
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 5 認定第 1号
- 日程第 6 認定第 2号
- 日程第 7 認定第 3号
- 日程第 8 認定第 4号
- 日程第 9 認定第 5号
- 日程第 10 認定第 6号
- 日程第 11 認定第 7号  
《既提出議案、審議、表決》  
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 12 議案第 32号
- 日程第 13 議案第 33号
- 日程第 14 議案第 34号
- 日程第 15 議案第 35号
- 日程第 16 議案第 36号
- 日程第 17 議案第 37号
- 日程第 18 議案第 38号
- 日程第 19 議案第 39号

《追加議案、審議、表決》

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 2 0 発議第 4 号

日程第 2 1 発議第 5 号

日程第 2 2 発議第 6 号

日程第 2 3 発議第 7 号

日程第 2 4 付託された請願・陳情の開会中の継続審査の申出について

日程第 2 5 閉会中の所管の事務調査の申出について

閉会宣告

---

出席議員 (11名)

1 番 春 日 仁 君	2 番 大 池 俊 子 君
3 番 上 條 倫 司 君	5 番 百 瀬 昇 一 君
6 番 新 居 禎 三 君	7 番 大 月 民 夫 君
8 番 百 瀬 章 君	1 0 番 小 林 幸 司 君
1 1 番 小 出 敏 裕 君	1 2 番 福 澤 倫 治 君
1 3 番 三 澤 一 男 君	

欠席議員

9 番 竹 野 入 恒 夫 君

---

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君	副 村 長 赤羽孝之 君
教 育 長 根橋範男 君	代 表 監 査 員 笹野初雄 君
総務課長兼 会計管理者 上條憲治 君	企 画 振 興 課 長 藤沢洋史 君
税 務 課 長 笹町通憲 君	住 民 課 長 中川俊彦 君
保 健 福 祉 課 長 篠原雅彦 君	子 育 て 支 援 課 長 堤 岳志 君

産業振興  
課 長 村田鋭太 君

建設水道  
課 長 古畑佐登志 君

教育次長  
(教育政策課長) 小林好子 君

総務課  
財政係長 児玉佳子 君

---

事務局職員出席者

事務局長 宮澤寛徳 君

書記 上條美季 君

---

◎開議宣告

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員が欠席であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第3回山形村議会定例会の本会議を再開します。

本日の会議に先立ちまして、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

議事に入る前に、定例会初日に報告を受けました報告第3号の書類に一部誤りがありましたので、お手元の報告の訂正についてのとおり、訂正願います。

（午後 1時30分）

---

◎議事日程の報告

○議長（三澤一男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（三澤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、7番、大月民夫議員、8番、百瀬章議員を指名します。

---

◎委員会付託請願・陳情の審議、表決

○議長（三澤一男君） これより議事に入ります。

委員会付託請願・陳情の審議、表決を行います。

既に所管の常任委員会に付託して審査いただいております請願・陳情で、委員会の審査結果が出たものについて、これより審議、表決いたします。

常任委員会の審査結果はお手元に配付の請願・陳情審査結果報告のとおりですが、ここで当該常任委員長の審査結果の報告を求めます。

福祉文教常任委員会の審査結果の報告を求めます。

春日仁福祉文教常任委員長。

(福祉文教常任委員長 春日 仁君 登壇)

- 福祉文教常任委員長(春日 仁君) 福祉文教常任委員会に付託されました請願・陳情の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました請願・陳情につきましては、去る9月13日に委員会審査を行い、3請願第2号『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書』採択を求める請願書については採択とし、措置として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

審査の中の意見では、次の段階として、中学校の35人学級の実現についても強く要請していく必要があるとの意見がありました。

3請願第3号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを長野県知事に求める請願書」については採択とし、措置として、長野県知事、長野県議会議長に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

審査の中の意見では、ここ数年、意見書の提出をしているものの、状況は変わっておらず、今後の動向を見ていく必要があるとの意見がありました。

3陳情第3号『シルバー人材センターに対する支援を求める意見書』の提出を求める陳情書については採択とし、措置として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

審査の中の意見では、明確な支援方法はないが、シルバー人材センターの窮状をまずは訴えていく必要があるとの意見がありました。

以上、会議規則第94条第1項の規定により、福祉文教常任委員会の審査結果の報告を申し上げますので、ご審議をお願いいたします。

- 議長(三澤一男君) 委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(三澤一男君) 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより、請願・陳情について、討論、採決を行います。

日程第2、3請願第2号『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見

書』採択を求める請願書」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本請願についての福祉文教常任委員長の報告は採択であります。本請願を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、3請願第2号「『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書』採択を求める請願書」については採択と決定しました。

日程第3、3請願第3号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを長野県知事に求める請願書」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 以上で討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本請願についての福祉文教常任委員長の報告は採択であります。本請願を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、3請願第3号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを長野県知事に求める請願書」については採択と決定しました。

日程第4、3陳情第3号「『シルバー人材センターに対する支援を求める意見書』の提出を求める陳情書」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 以上で討論を終結して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本陳情についての福祉文教常任委員長の報告は採択であります。本陳情を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、3陳情第3号「『シルバー人材センターに対する支援を求める意見書』の提出を求める陳情書」については採択と決定しました。

---

◎認定第1号～認定第7号

○議長（三澤一男君） 既提出議案の審議、表決を行います。

日程第5、認定第1号から、日程第11、認定第7号までの、既提出議案を一括議題として審議、表決を行います。

各議案の委員会審査結果はお手元に配付の議案審査結果報告書のとおりであります。ここで各委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任副委員長の報告を求めます。

新居禎三総務産業常任副委員長。

（総務産業常任副委員長 新居禎三君 登壇）

○総務産業常任副委員長（新居禎三君） 総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る9月10日の審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

認定第1号「令和2年度山形村一般会計歳入歳出決算認定について」の所管の款・項、認定第5号「令和2年度山形村清水高原簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第6号「令和2年度山形村水道事業会計決算認定について」、認定第7号「令和2年度山形村下水道事業会計決算認定について」の4議案につきましては、いずれも原案認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

春日仁福祉文教常任委員長。

（福祉文教常任委員長 春日 仁君 登壇）

○福祉文教常任委員長（春日 仁君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る9月13日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

認定第1号「令和2年度山形村一般会計歳入歳出決算認定について」の所管の款・項、認定第2号「令和2年度山形村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第3号「令和2年度山形村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第4号「令和2年度山形村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の4議案につきましては、いずれも原案認定すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 各委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

それでは、認定第1号「令和2年度山形村一般会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）



○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号「令和2年度山形村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、認定第2号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号「令和2年度山形村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、認定第3号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号「令和2年度山形村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、

原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、認定第4号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号「令和2年度山形村清水高原簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、認定第5号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号「令和2年度山形村水道事業会計決算認定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、認定第6号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号「令和2年度山形村下水道事業会計決算認定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、認定第7号は、原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎議案第32号～議案第39号

○議長（三澤一男君） 引き続き、既提出議案の審議、表決を行います。

日程第12、議案第32号から、日程第19、議案第39号までの、既提出議案を一括議題として審議、表決を行います。

各議案の委員会審査結果はお手元に配付の議案審査結果報告書のとおりであります。ここで各委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任副委員長の報告を求めます。

新居禎三総務産業常任副委員長。

（総務産業常任副委員長 新居禎三君 登壇）

○総務産業常任副委員長（新居禎三君） 総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る9月10日の審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第32号「令和2年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」、議案第33号「山形村個人情報保護条例及び山形村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第36号「令和3年度山形村一般会計補正予算（第3号）」の所管の款・項について、議案第39号「令和3年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算（第1号）」の4議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

春日仁福祉文教常任委員長。

(福祉文教常任委員長 春日 仁君 登壇)

○福祉文教常任委員長(春日 仁君) 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る9月13日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第34号「山形村手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、議案第35号「山形村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第36号「令和3年度山形村一般会計補正予算(第3号)」の所管の款・項、議案第37号「令和3年度山形村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」、議案第38号「令和3年度山形村介護保険特別会計補正予算(第2号)」の5議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長(三澤一男君) 各委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

質疑がありますので、質疑をしてください。

小林幸司議員

○10番(小林幸司君) 本来であれば9日の全員協議会の折に説明を受ければよかったのですが、第36号の総務産業委員会の件でもう少し説明をしていただいても結構でしょうか。

○議長(三澤一男君) 委員長に質問ですね。

○10番(小林幸司君) はい。

○議長(三澤一男君) 質問を続けてください。

○10番(小林幸司君) 補正予算の中で、20ページにあります凍霜害の被害というところで、支援事業、これは山形村から80万円ということで上がっておりますが、近隣の松本ハイランドの農協管内では松本市、塩尻市、山形村、朝日村ということでありまして、それぞれの自治体がどのぐらいの割合で支援を行っているのかというのがよく分からないということと、あと果樹農家以外の方から、なぜ果樹だけに支援を行っているのだという声を受けたことがありまして、自分も果樹農家なのになかなか説明がつかないというところで、この支援の内容とほかの農家に対しての支援についてをお聞きしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 新居禎三総務産業常任副委員長、このような質疑はありましたでしょうか。

○総務産業常任副委員長（新居禎三君） そのような質疑はございません。説明で、4月の凍霜害の果実についての補助金であるという説明を受けました。

○議長（三澤一男君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

最初に、日程第12、議案第32号「令和2年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第32号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第13、議案第33号「山形村個人情報保護条例及び山形村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第33号は、原案のとおり

可決することに決定しました。

日程第14、議案第34号「山形村手教科徴収条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第34号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第15、議案第35号「山形村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

討論がありますので、討論を行います。

最初に本案に反対の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○2番(大池俊子君) 2番、大池俊子です。委員会のときは全体を了解、納得しかねて保留にしましたが、その後いろいろ調べてみた結果、私の受け取り方が十分でなかった点もあり、全体をもう一回全部再検討しましたが、この議案については了解しましたので、賛成とします。

○議長(三澤一男君) 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告

のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第35号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第16、議案第36号「令和3年度山形村一般会計補正予算(第3号)」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第36号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第17、議案第37号「令和3年度山形村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第37号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第18、議案第38号「令和3年度山形村介護保険特別会計補正予算(第2号)」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第38号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第19、議案第39号「令和3年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第1号)」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第39号は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、既提出議案審議、表決は終了しました。

ここで、先ほど採択となりました請願・陳情に関する意見書作成等、議案整理のため、暫時休憩します。

休憩。

(午後 2時 8分)

---

○議長(三澤一男君) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(午後 2時 9分)

---



◎発議第4号

○議長（三澤一男君） 日程第20、発議第4号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

春日仁議員。

（1番 春日 仁君 登壇）

○1番（春日 仁君） 発議第4号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」について、提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、御覧いただきたいと思えます。

本年度から5年計画で小学校での35人学級が実現することになりましたが、中学校では40人のままとなっています。

コロナ禍で新たな生活様式における身体的距離の十分な確保のためにも、少人数学級はさらなる推進が必要です。

また、学校現場では感染症対策や様々な解決すべき課題へ対応するため、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。新型コロナウイルス感染症をはじめ、山積する教育課題の解決には、教育の諸条件を整備する必要があります。

そこで、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求め、関係機関へ意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣です。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

---

◎発議第5号

○議長（三澤一男君） 日程第21、発議第5号『へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと』を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

春日仁議員。

（1番 春日 仁君 登壇）

○1番（春日 仁君） 発議第5号『へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと』を求める意見書について、提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、御覧いただきたいと思います。

長野県は2006年度より、へき地手当率を国の基準から大幅に少ない額に減額されています。へき地手当等の原資については、基準に基づき国から交付されていますが、この基準を下回る手当の支給状況下では、へき地校に勤務する教職員の年齢構成に青年層が過半数を占めるなど、大きな偏りが発生しているばかりではなく、臨時的任用の職員の比率が増加しています。

こうした状況を、2005年度以前の水準に戻さなければ、へき地校での教職員配置や教育に、大きなゆがみが生じることが予想され、県全体の教育水準に大きな影響を与えかねません。

以上のことから関係機関へ意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、長野県知事、長野県議会議長です。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

---

◎発議第6号

○議長(三澤一男君) 日程第22、発議第6号「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書」の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

春日仁議員。

(1番 春日 仁君 登壇)

○1番(春日 仁君) 発議第6号「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書」の提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、御覧いただきたいと思えます。

令和5年10月に、消費税において適格請求書等保存方法、いわゆるインボイス制度が導入されると、免税事業者であるシルバー人材センターの会員はインボイスを発行できないため、会員に支払う配分金中の消費税相当分を新たにセンターが納税する必要が生じます。

しかし、センターの運営は収支相償が原則で、税負担の財源はありません。また、地域社会に貢献しようと努力している会員のやる気、生きがいをそぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらしかねません。センターにとって新たな税負担はまさに運営上の死活問題と言わざるを得ません。

以上のことから、「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書」を関係機関

への意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣です。

ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（三澤一男君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第7号

○議長（三澤一男君） 日程第23、発議第7号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

新居禎三議員。

（6番 新居禎三君 登壇）

○6番（新居禎三君） 発議第7号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、御覧いただきたいと思ひます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、地方財政は来年度におい

でも巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには地方交付税等の一般財源相応額の確保、充実を強く国に求めていくことが必要です。

以上のことから、関係機関への意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣です。

ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（三澤一男君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

---

◎付託された請願・陳情の閉会中の継続審査の申出について

○議長（三澤一男君） 日程第24「付託された請願・陳情の閉会中の継続審査の申出について」を議題とします。

総務産業常任副委員長より、会議規則第75条の規定による付託された請願・陳情の閉会中の継続審査の申出書が、お手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の継続審査については、総務産業常任副委員長の申出のとおり、承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、総務産業常任副委員長の申出のとおり、閉会中もなお継続審査することに決定しました。
- 

◎閉会中の所管の事務調査の申出について

- 議長(三澤一男君) 日程第25「閉会中の所管の事務調査の申出について」を議題とします。

各委員長より、会議規則第75条の規定による閉会中の所管の事務調査の申出書がお手元に配付のとおり、提出されました。

お諮りします。閉会中の事務調査事項については、各委員長の申出のとおり、承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、各委員長の申出のとおり、閉会中もなお所管の事務調査をすることに決定しました。

以上で、今定例会の議事日程はすべて終了しました。

---

◎村長あいさつ

- 議長(三澤一男君) ここで、村長よりあいさつがあります。  
本庄村長。

(本庄利昭君 登壇)

- 村長(本庄利昭君) 令和3年第3回議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、9月3日の開会以来、本日に至るまで13日間にわたり開催されてまいりました。

本定例会に上程いたしました人事案件が4件、令和2年度の山形村一般会計など7会計の決算認定と水道事業剰余金の処分について1件、条例の一部改正が3件、令和3年度の補正予算4件の議案につきましては、それぞれ慎重にご審議をいただき、原案のとおりお認めをいただきましたことに、改めて、感謝を申し上げます。

本定例会の会期中に、議員の皆様からいただきましたご意見・提案などにつつまし

ては、今後の村政の運営に参考にさせていただきたいと思います。

国政では、菅総理の突然の辞任により、明後日の17日は、自民党総裁選挙の告示日であります。29日には、新しい自民党の総裁が誕生し、政権の再編が行われます。11月上旬までには、県議会議員の松本市・東筑摩郡選挙区の補欠選挙と衆議院議員総選挙も行われますので、何かと慌ただしくなっております。

議員各位には、健康に十分ご留意の上、村政発展のため、ますますのご活躍をお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。

---

◎閉会宣告

○議長（三澤一男君） 以上で、令和3年第3回山形村議会定例会を閉会し、散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後 2時27分）

---